

「神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業」実施方針に関する質問回答書

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
1	実施方針	1	1	(1)	オ		事業の目的	「来場者の変動にフレキシブルに対応できる施設であること」とありますが、変動にフレキシブルとはどのようなイメージでしょうか。	時間帯や曜日及び季節などにより来場者数は変動するとともに、事業期間中における来場者数及び職員数の変動が予想されるため、これらに対応できる施設の構造・配置等を期待するものです。
2	実施方針	1	1	(1)	オ		事業の目的	「周辺の環境に配慮した施設整備であること」とありますが、維持管理・運営業務において過去に近隣周辺からクレームや改善要望等がありましたでしょうか。	本施設への自家用車での来場による周辺道路の交通渋滞や、工事車両の台数・経路などについて、周辺住民等から改善のご意見をいただいています。
3	実施方針	1	1	(1)	オ		事業の目的	震災対策を考慮した施設とすることが事業の目的の一つとされていますが、本施設は、避難所等の指定がされる施設となるのでしょうか。	地震等に伴う大規模災害発生時において、地域住民が一時退避するための広域避難場所に指定されています。また、東日本大震災の際と同様、帰宅困難となった来場者の一時退避も想定されます。
4	実施方針	1	1	(1)	オ		事業の目的	ライフサイクルコスト削減についてのより効果的な検討を行うためには、現状のエネルギー使用量の把握が必要です。年間の電気、ガス、油のエネルギー使用量と、一日あたりの使用量(曜日ごと)をご提示ください。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。
5	実施方針	2	1	(1)	カ		事業範囲	今回調達の対象範囲は基本的に建設工事と維持運営のみで、自販機や写真撮影機を除き内部の備品、情報システム等は調達対象外と考えてよろしいでしょうか。	事業者に調達していただく備品等のリストについては、入札公告までに公表します。
6	実施方針	2	1	(1)	カ	(ア)	c建設業務	新規必要備品のリストは公表されるのでしょうか。	No5をご覧ください。
7	実施方針	2	1	(1)	カ	(ア)	c建設業務	現施設等からの移転備品が有る場合、そのリストは公表されるのでしょうか。	現施設等で使用している備品等の一部を移転していただくことになります。リストについては可能範囲で、入札公告までに公表します。
8	実施方針	2	1	(1)	カ	(ア)	c建設業務	現施設等からの移転備品が有る場合、移転業務はPFI事業内なのでしょうか。	ご理解の通りです。 No7をご覧ください。
9	実施方針	2	1	(1)	カ	(ア)	c建設業務	現施設等に移転再利用しない什器・備品が有る場合、その撤去業務はPFI事業内なのでしょうか。	現施設等から移転再利用しない備品等の撤去についても、一部、事業範囲に含めます。 詳細については、入札公告までに公表します。
10	実施方針	2	1	(1)	カ	(イ)	h一般備品管理業務	現施設等からの移転備品が有る場合、PFI事業内で調達する物品と共に管理業務の対象となるのでしょうか。	現施設等からの移転備品等については、管理業務の対象となりません。詳細については、入札公告までに公表します。
11	実施方針	2	1	(1)	カ	(イ)	h一般備品管理業務	一般備品の管理業務について業務範囲は公表されるのでしょうか。(例えば「什器・備品台帳作成」「定期的な確認」「軽微な修繕」など)	入札公告までに公表します。
12	実施方針	2	1	(1)	カ	(イ)	一般備品管理業務	一般備品は現在の免許センターから移転するものも含めて保守対象になるのでしょうか。	No10をご覧ください。
13	実施方針	2	1	(1)	カ	(イ)	一般備品管理業務	現在の免許センターから移転する一般備品は、その品目・数量・耐用年数等は、要求水準書案公表の際に、示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No5をご覧ください。
14	実施方針	2	1	(1)	カ	(イ)	事業範囲	「(駐車場管理業務)」において、来場者の駐車場使用料は有料になりますでしょうか。有料の場合、事業者は県に売上を納める料金徴収代行との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
15	実施方針	2	1	(1)	カ	(イ)	事業範囲	「(駐車場管理業務)」現在の駐車台数と過去3年間の月別の駐車利用台数をお教えてください。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。
16	実施方針	2	1	(1)	カ	(イ)	事業範囲	「一般備品管理業務」は職員と来場者の使い方などにより劣化(破損・故障も含む)の周期が予測困難のため、業務対象外としていただけないでしょうか。または、一般備品管理業務の対象を維持管理業務、運営支援業務、附帯事業に関わる備品と限定していただけないでしょうか。	一般備品管理業務には、一部備品等を除き、基本的には修繕・更新は業務範囲に含めないことを想定しています。 詳細については、入札公告までに公表します。
17	実施方針	2	1	(1)	カ	(イ)	警備監視業務	警備監視は、常駐警備・機械警備のいずれを予定しているのでしょうか。	警備監視業務は、機械警備を予定しています。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
18	実施方針	3	1	(1)	ク	(ウ)	維持管理及び運営支援の期間	施設整備期間を短縮した場合、維持管理・運営期間を20年2か月間として考えるのか、あるいは、事業期間終了時点の平成51年3月までとして考えるのかご教示願います。	施設整備期間を短縮した場合においても、維持管理・運営期間(20年2ヶ月)は固定とし、その分、事業期間終了時点を前倒しすることを予定しています。その場合、本館棟等、待合棟等、雨水貯留槽等の維持管理業務等の事業期間終了時点と同一であることを想定しています。(たとえば、本館棟等の引き渡し時期が3カ月前倒しとなる場合、事業期間終了は平成50年12月となります。)詳細については、入札公告までに公表します。
19	実施方針	3	1	(1)	ク		事業スケジュール	事業スケジュールは、工期短縮の提案を期待していますが、工期短縮が認められる場合、維持管理・運営支援期間は、20年2か月は変わらず事業終了時期が前倒しになるとの理解でよろしいでしょうか。	No18をご覧ください。
20	実施方針	3	1	(1)	ク		事業スケジュール	「本館棟等の引き渡し・所有権移転 平成31年1月」、「本館棟等の維持管理及び運営支援 平成31年2月～平成51年3月」となっていますが、県の引越しや開業準備に要する期間は考慮する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。 また、県の引越しや開業準備等は、建物の引き渡し・所有権移転後の維持管理及び運営支援期間中に行われるものでしょうか。	前段については、本館棟等の施設の引き渡し・所有権移転ののち、1カ月程度の引越し・開業準備期間を想定しています(工期短縮した場合も同様)。詳細については、入札公告までに、考え方を示します。 後段については、ご理解の通りです。
21	実施方針	3	1	(1)	ク		事業スケジュール	工期短縮を提案する場合、本館棟、待合棟・雨水貯留槽の建設・引渡時期の変更、コースローリング計画(整備手順)の変更も含めて提案できるという理解でよろしいでしょうか。	工期短縮の提案にあたっては、実施方針で示した事業スケジュールを満したうで、本館棟等、待合棟等、雨水貯留槽等の建設・引渡し時期の変更は認めます。なお、コースローリング計画の整備手順の変更については、公表資料で提示した順序を遵守していただき、そのうえで工期短縮を提案してください。
22	実施方針	3	1	(1)	ク	(イ)	設計業務の事業スケジュール	設計業務の実施期間が平成27年7月～平成28年10月までとなっていますが、待合棟等の建設開始が平成31年2月、雨水貯留槽等の整備開始が平成33年2月となっています。 待合棟等や雨水貯留槽等の設計業務についても、平成28年10月までに完了しなければならぬのでしょうか。	ご理解の通りです。
23	実施方針	5	2	(2)			参考予定価格	過去の神奈川県のパFI案件では、予定価格の参考となる価格が公表されていましたが、当事業においても要求水準書(案)公表時に公表されるのでしょうか。	参考価格については、入札公告の際に公表します。
24	実施方針	8	2	(3)	ク		入札公告等	予定価格は公表されますでしょうか。	No23をご覧ください。
25	実施方針	9	2	(4)	ア	(オ)	SPCの株式譲渡	施設整備業務に従事するものが代表企業を務める場合において、施設整備終了後、SPC株式を第三者に譲渡し、全議決権の2分の1を下回することは許されるのでしょうか。	SPC設立後、議決権のある普通株式については譲渡制限を設ける予定です。そのなかで、構成員の保有株式が2分の1以下となる株式譲渡は制限する予定です。 株式譲渡制限の詳細は入札公告までに提示します。
26	実施方針	10	2	(4)	ア	(オ)	株式の譲渡	株式の譲渡を認めるとの事ですが、「グループ構成員でSPCの全議決権の2分の1を超える議決権の保持」や「代表企業が筆頭株主であること」等のSPCへの出資条件は譲渡後も満たす必要があるとお考えですか。	No25をご覧ください。
27	実施方針	10	2	(4)	ア	(オ)	株式の譲渡	株式の譲渡を認めるとの事ですが、株主譲渡の結果、「代表企業が筆頭株主であること」の要件から代表企業を変更する必要があるのでしょうか。	No25をご覧ください。
28	実施方針	10	2	(4)	ア	(オ)	入札参加者の構成	グループ構成企業で全議決権の1/2を超えていれば、構成企業が第三者に株式を売却できると解釈してよいでしょうか。	No25をご覧ください。
29	実施方針	9	2	(4)			参加資格要件	応募グループの各構成員と協力企業が参加資格要件を満たさなければいけない期間は、いつからいつまででしょうか。	応募グループの各構成員と協力企業が参加資格要件を満たさなければいけない期間は、確認基準日から落札者決定日までとします。 また、指名停止措置については、代表企業のみを対象とし、確認基準日から契約締結までの期間に適用することとします。 詳細については、入札公告までに公表します。
30	実施方針	9	2	(4)	ア	(オ)	入札参加者の構成等	「(オ)落札者たる応募グループの構成員は、本事業を実施するために出資し」との記載がございます。SPCから直接業務を受託する企業のうち、SPCへ出資する企業が構成員、SPCへ出資しない企業が協力企業との理解でよろしいでしょうか。またその場合、P11 エに「応募グループの各構成員の個別の参加資格要件」とございますので、代表企業・設計・工事監理・建設・解体・維持管理の各業務を行う者についてはSPCへの出資が義務付けられるとの理解でよろしいでしょうか。	応募グループの構成員は代表企業とともに入札に参加するため、入札参加資格者名簿に登録されていること及び落札後にSPCへの出資が義務付けられます。これに対して協力企業は、前記名簿への登録やSPCへの出資が義務付けられていません。 また、「エ 応募グループの各構成員の個別の参加資格要件」については、「エ 各業務を担当する者に係る要件」に改めることとし、協力企業にも適用することとします。 詳細は入札公告までに公表します。
31	実施方針	10	2	(4)	イ	(イ)	県が措置する指名停止の内容	「県が措置する指名停止期間中の者」とありますが、神奈川県指名停止等措置要領別表1における神奈川県発注契約に係る指名停止に限定して頂けますでしょうか。	県の指名停止措置の要件は、「神奈川県指名停止等措置要領」の通りとします。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
32	実施方針	10	2	(4)	ア	(オ)	株式の譲渡	株式の譲渡を認めるとの事ですが、「第三者」とはどのような者を想定していますか。	第三者とは、当該株式を所有する構成員以外の者を指します。
33	実施方針	10	2	(4)	ア	(オ)	SPC株式の譲渡	施設整備業務の終了後一定期間を経過した後は、施設整備業務に当たっている者の株式を第三者に譲渡できるとありますが、第三者とは、代表企業を含むグループ構成員も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No32をご覧ください。
34	実施方針	10	2	(4)	ア	(オ)	e 株式の譲渡	SPCの株式譲渡に関し、「施設整備業務終了後一定期間を経過した後」とありますが、現時点での「一定期間」の目安をお示し願います。	維持管理・運営支援業務が安定的な状態に至る期間として2年程度を想定していますが、具体的な期間の目安については、今後の事業者ヒアリング等でのご意見を踏まえ、入札公告までに決定します。
35	実施方針	10	2	(4)	ア	(オ)	SPC株式の譲渡	施設整備業務の終了後一定期間を経過した後は、施設整備業務に当たっている者の株式を第三者に譲渡できるとありますが、一定期間とは、建設におけ重過失の瑕疵担保期間を意味しているのでしょうか。	No34をご覧ください。
36	実施方針	10	2	(4)	ウ		神奈川県競争入札参加資格者名簿	応募者グループの協力企業は、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されていなくてもよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	実施方針	10	2	(4)	ウ		応募グループの各構成員に共通の参加資格要件	応募グループに構成員または協力会社として参加し、建設に関する業務の中で什器・備品設置業務のみをおこなう場合の資格要件は「物品」の登録で宜しいのでしょうか。	構成員として参加する場合にはいずれかの営業種目で名簿に登録されている必要がありますが、協力企業として参加する場合には名簿登録は義務付けていません。
38	実施方針	10	2	(4)	ウ		参加資格要件	協力企業については、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	No36をご覧ください。
39	実施方針	10	2	(4)	ウ		応募グループの各構成員に共通の参加資格要件	応募グループの各構成員に共通の参加資格要件として、神奈川県競争入札参加資格者名簿への登録を求められていますが、協力企業は、当該要件を満たさなくても本件入札に参加できると理解してよろしいでしょうか。	No36をご覧ください。
40	実施方針	10	2	(4)			入札参加者の構成等	マネージメント業務(資金調達・SPC会社経営等)を行う企業が代表企業として参加することは可能でしょうか。その場合の参加資格は P10イ「応募グループの各構成員と協力企業に共通する参加資格要件」およびP10ウ「応募グループの各構成員に共通の参加資格要件」を満たせばよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	実施方針	11	2	(4)	エ	(ウ)	建設業務を担当する者	次のaからdのいずれの要件も満たしていること。とございますが、dの要件がございません。dの要件がございましたら教えて下さい。	「建設業務を担当する者」の要件については、「次のaからcのいずれの要件も満たしていること」に訂正します。
42	実施方針	11	2	(4)	エ	(ウ)	建設業務を担当する者	「経営事項審査結果通知書を受けている者」とありますが、総合評定値による制限は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	実施方針	11	2	(4)	エ		応募グループの各構成員の個別の参加資格要件	参加資格要件の各実績につきまして、過去何年との制限は設けるご予定でしょうか。	実績の期間の制限を設ける予定はありません。
44	実施方針	11	2	(4)	エ	(ウ)	c 監理技術者等	「監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請を提出することは差し支えない」とございますが、一般競争入札と異なり申請時から着工まで時間を要します。候補者と同等の資格を擁するとご確認頂いた上で、変更は可能でしょうか。	可能とします。詳細については、入札公告までに公表します。
45	実施方針	11	2	(4)	エ	(ウ)	建設業務を担当する者	建設業務を担当する者の参加資格要件に、c 監理技術者を配置する場合は、土木一式工事と建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有することとありますが、土木工事・建築工事を1社で実施する場合でも、土木一式工事の監理技術者と建築一式の監理技術者の複数名を配置することは可能でしょうか。	可能とします。
46	実施方針	11	2	(4)	エ		参加資格要件	運営支援業務を担当する者の参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	実施方針	11	2	(4)	エ		参加資格要件	附帯事業を担当する者の参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	実施方針	11	2	(4)	エ		参加資格要件	建設業務を担当する者の参加資格要件は、全ての建設業務を担当する者が要件を満たす必要があるのでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
49	実施方針	11	2	(4)	エ		参加資格要件	建設業務を担当する者の参加資格要件として、「aからdのいずれの要件も満たしていること」とありますが、その後の内容に「d」の内容がありませんが、「c」までということで宜しいでしょうか。	No41をご覧ください。
50	実施方針	11	2	(4)	エ	(ウ)	建設業務を担当するものの要件	「次のaからdのいずれの要件・・・」はaからcまでの要件の誤りとの解釈でよろしいでしょうか。	No41をご覧ください。
51	実施方針	11	2	(4)	エ	(ウ)	監理技術者	土木一式工事と建築一式工事をそれぞれ保有する2名を配置することとした場合、それぞれ当該工事を施工している期間に必要となる資格を有する監理技術者を配置していればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
52	実施方針	11	2	(4)	エ		応募グループの各構成員の個別の参加資格要件	本項において応募グループの各構成員の個別の参加資格要件が規定されていますが、本事業において設計業務、工事監理業務、建設業務、解体除却工事及び維持管理業務を担当する者は、全て構成員でなければならないのでしょうか。（協力企業は、これらの業務を担当できないものと理解してよろしいでしょうか。）	No30をご覧ください。
53	実施方針	12	2	(4)	エ	(オ)	維持管理業務を担当する者	「延床面積10,000㎡以上の庁舎の維持管理の実績を有する者であること」との事ですが、当社の実績として掲げる『広島県東部運転免許センター』の場合、付帯施設としての立体駐車場を含めて10,000㎡以上となります。この場合は要件を満たしているという認識で宜しいでしょうか。	「主たる用途」の延床面積を対象としてください。したがって、左記の場合は要件未達となります。
54	実施方針	12	4	(4)	エ	(オ)	個別の参加資格要件	維持管理業務を担当する者は延床面積10,000㎡以上の施設の維持管理実績を有することとありますが、実績は総合管理(設備の運転管理及び保守点検、警備、清掃等)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
55	実施方針	12	2	(4)	エ	(オ)	維持管理業務を担当する者の代表者	“なお、複数者で維持管理を行う場合は、維持管理業務を担当する者の代表者が実績を有していればよいものとする。”とありますが、ここでいう代表者とは、応募グループの維持管理業務を担当する者の中から入札参加者の判断により任意に決定してよいと理解してよろしいでしょうか。（代表者の担当業務区分等に制限はないものと理解してよろしいでしょうか。）	ご理解の通りです。
56	実施方針	12	2	(5)	ウ		事業者の選定	資格要件等の確認基準日である「資格確認申請書提出期限日」以降、落札者決定日までの間に指名停止等があった場合でも、入札参加資格は存続し、かつ、審査もして頂けると言う理解で宜しいでしょうか。	確認基準日から契約締結までに、県の指名停止措置を受けた場合にあっては、入札参加資格が喪失され、または入札参加が無効となり、その者に対する審査手続きまたは契約締結手続きを行わないこととなります。
57	実施方針	12	2	(5)	ウ		事業者の選定	落札者決定日以降において欠格要因となる指名停止措置について、その範囲を神奈川県発注契約に係る指名停止に限定して頂けますでしょうか。	県の指名停止措置の要件は、「神奈川県指名停止等措置要領」の通りとします。
58	実施方針	12	2	(5)	ウ		事業の選定	「契約締結までの間に、落札者が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではない」とあります。ここでいう落札者の対象は代表企業のみという理解でよろしいでしょうか。	原則、代表企業を対象とします。 No29をご覧ください。
59	実施方針	12	2	(5)	ウ		応募グループないしは落札者が県の指名停止措置を受けた場合の措置	本項に“ただし、契約締結までの間に、落札者が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではない。”とあり、p10の2－(4)－イ－(イ)に“県が措置する指名停止期間中の者でないこと。”とあります。これらのことから、応募グループは確認基準日以降落札者決定までの間において県の指名停止期間中である場合は参加資格がない(あるいは喪失し)、落札者決定以降特定事業契約締結(議会承認)までの間において県の指名停止期間中である場合は、県は特定事業契約を締結しないことができるものと理解してよろしいでしょうか。	No29、No56及びNo58をご覧ください。
60	実施方針	13	3	(3)	ウ		附帯事業 施設の賃料	附帯事業において、事業者は県に対して施設の賃料を支払うとありますが、「無償」としていただけないでしょうか。	基本的に原案の通りとします。なお、詳細については、入札公告までに公表します。
61	実施方針	13	3	(3)			付帯事業のおける施設賃料	事業者が県に対して支払う施設賃料の設定価格帯・算出方法は、お示し頂けるのでしょうか。	入札公告までに公表します。
62	実施方針	13	3	(3)			附帯事業の収支	本項に“附帯事業については、事業者が県に対して施設の賃料を支払い、事業者は附帯事業の利用者から利用料金を収受して事業を実施する形態を想定している。”とありますが、附帯事業に係る事業者の収入は利用料金収入のみであり、県からのサービス購入料等の支払のないいわゆる独立採算事業と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
63	実施方針	15	4	(2)	ア		業務を継続しながらの施設整備	この間の既存施設の維持管理・運営業務は現行の業務委託会社が行うということでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
64	実施方針	15	4	(2)	イ		早期引き渡し	「引渡予定地の早期引き渡しが可能となる提案を期待する」とのことですが、早期の引渡しを提案した場合のサービス購入料の支払方法に関する考え方をご教示ください。	引渡予定地の早期引渡しがあった場合においても、本館棟等・待合棟等・雨水貯留槽等の引渡し時期に変更がない限り、サービス購入料の支払い方法に変更はありません。詳細については、入札公告までに公表します。No18もご覧ください。
65	実施方針	15	4	(2)	イ		神奈川県立がんセンター特定事業との関連	がんセンターに引き渡す第二事業用地の一部(引渡し予定地)をがんセンターの駐車場として利用する場合、駐車場への進入経路について、ご教示ください。また、がんセンターが、引渡し予定地を駐車場として整備する予定とありますが、これら駐車場の整備及び関連土木工事は、本事業の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	前段については、第二事業用地北側の市道ががんセンター駐車場への進入経路となる予定です。後段については、引き渡し予定地の更地化、及び敷地境界へのフェンスの設置までを想定しています。詳細については入札公告までに公表します。
66	実施方針	15	4	(2)	エ	(ア)	連絡通路の設置	「連絡通路の設置については、横浜市道路局との協議が必要となる」とありますが、市との協議の結果、連絡通路の設置について拒絶される蓋然性は低いとの理解でよろしいですか。	連絡通路の設置については、これまでも横浜市道路局と意見交換を行ってきており、本施設の設置目的からも、公共性の高い施設であるとの共通認識をいただけています。そのため、連絡通路の設置について拒絶される蓋然性は低いと考えています。
67	実施方針	15	4	(2)	エ	(ア)	連絡通路の設置	連絡通路(跨道橋)の設置に係る横浜市道路局との事前協議の状況について、ご教示ください。	許認可関係の事前協議結果については、公表可能な範囲において、入札公告までに公表します。なお、許認可手続きは事業者側で行っていただくこととなりますが、県としても最大限協力していく予定です。
68	実施方針	15	4	(2)	エ	(ア)	建築許可	建築許可に係る横浜市建築局との事前協議の状況について、ご教示ください。	No67をご覧ください。
69	実施方針	15	4	(2)	エ	(ア)	開発事業	開発行為に係る横浜市道路局との事前協議の状況について、ご教示ください。	No67をご覧ください。
70	実施方針	15	4	(2)	エ	(ア)	許認可相談	建築基準法第44条関連、第48条但し書き許可申請、その他各種許認可関連について、本事業名をあげて窓口へ相談を行って宜しいでしょうか(窓口で敷地を問われれば本事業名をあげざる得ない状況になるかと思われます)。相談して良い時期がありましたら御教示頂けませんでしょうか。	許認可手続きに関する状況については、No67をご覧ください。なお、本事業名をあげて担当窓口に相談することは可能ですが、未確定事項が多い現時点で得られる回答は限られてくると考えています。
71	実施方針	15	4	(2)	エ	(ア)	跨道橋設置の横浜市道路局との協議	落札前に跨道橋設置の可否についての横浜市道路局との協議は、県が行うとの理解でよろしいでしょうか。	No67をご覧ください。
72	実施方針	15	4	(2)	エ	(ア)	跨道橋設置の横浜市道路局との協議	横浜市道路局との協議は、落札後からが事業者の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。その場合、道路局との協議により事業費、工程等に影響した際のリスクは県負担との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段については、事業者の帰責事由による場合を除き、県負担となります。
73	実施方針	15	4	(2)	エ	(ア)	建築基準法第48条ただし書きの規程による許可申請	建築基準法第48条ただし書きの規程による許可申請業務は、事業者の業務範囲に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	実施方針	15	4	(2)	エ	(ア)	建築基準法第48条ただし書きの規程による許可申請	建築基準法第48条ただし書きの規程による許可申請業務により事業費、工程等に影響した場合のリスクは県負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由による場合を除き、県負担となります。
75	実施方針	15	4	(2)	エ	(イ)	文化財保護法関連の手続き	文化財保護法関連の手続きは、事業者の業務範囲に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	文化財保護法関連の手続き自体は、県が実施することになります。事業者には、届出書類の作成補助をお願いします。
76	実施方針	15	4	(2)	エ	(イ)	文化財保護法関連の手続き	文化財保護法関連の手続きにより事業費、工程等に影響した場合のリスクは県負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由による場合を除き、県負担となります。
77	実施方針	16	4	(2)	エ	(イ)	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法関連の手続きとは、埋蔵文化財包蔵地で掘削作業を行う場合の届出(文化財保護法第93条第1項の届出)を意味するものでしょうか。	本事業においては、関係部局との事前協議の結果、試掘は不要(工事立会いのみ)となっています。No75もご覧ください。
78	実施方針	16	4	(2)	エ	(ウ)	第二事業用地	施工計画への影響を鑑み、献血ルームの移転・解体時期について現時点での目途をお示し願います。	入札公告までに公表します。
79	実施方針	16	4	(2)	エ	(ウ)	日本赤十字社の既存施設解体	日本赤十字社の二俣川献血ルームの既存施設の解体・撤去は本事業とは別途のことですが、基礎・杭の解体まで本事業とは別途解体の上、引き渡されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	実施方針	16	4	(2)	エ	(ウ)	献血ルーム	第一事業用地に確保する献血ルーム用地の位置は、民間側による提案になるのでしょうか。	日本赤十字社の献血ルーム用地の位置は、県側で指定することになります。詳細については、入札公告までに公表します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
81	実施方針	16	4	(2)	エ	(ウ)	献血ルーム	第一事業用地に確保する献血ルームの工事時期と本庁舎の工事時期とは重なるのでしょうか。	入札公告までに公表します。 なお、詳細の工事時期等については、選定事業者と献血ルームの工事事業者との間で別途、調整していただくこととなります。
82	実施方針	16	4	(2)	エ	(ウ)	日本赤十字社献血ルーム	「本事業の設計や工事に当たって留意すること」とありますが、具体的な留意内容を御教示頂けませんでしょうか。	来場者の安全性の確保、周辺環境への影響の最小化などについて留意した設計や工事を期待するものです。
83	実施方針	17	6	(3)			直接協定	落札企業が金融機関から資金調達を行う場合、貴県においては当該金融機関と直接協定を締結するという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
84	実施方針	18	8	(3)			県内企業の参画	県内企業の活用について、事業者提案を評価するとありますが、評価基準をお示しいただけるのでしょうか。	入札公告までに公表します。
85	実施方針	18	8	(5)			入に伴う費用負担	入札に関わる費用はバース作成や印刷物等かなり高額となり、中小企業の参加には高いハードルとなってしまいますので、良質な事業提案を促進し公民協働事業の一層の効果的・効率的な実施を図ることを目的とした公民協働事業応募促進報奨金交付のご検討をしていただけないでしょうか。	公民協働事業応募促進報奨金交付については、横浜市又は横浜市外郭団体等が実施する公民協働事業への応募に関し、優秀な事業提案をした者に対して報奨金を交付する制度であるため、本事業は対象外となります。
86	実施方針資料3	1					契約リスク	契約リスクの負担者が「県」及び「事業者」となっておりますが、議会において債務負担行為や特定事業の議決が取れなかった場合における、契約リスクは貴県の負担との理解でよろしいですか。	資料3の注に示したとおり、契約の当事者双方が原因によりそれぞれ分担することとなります。
87	実施方針資料3	1					契約リスク	違約金条項がある場合、県の他のPFI事業では事業費の10分の1となっているようですが、事業参加の大きなハードルとなるので、引渡し前に解除された場合は設計・建設の対価の総額の10分の1、引渡し後に解除された場合は当該解除された日が属する事業年度に支払われるべき維持管理業務費の総額の10分の1とするなど、軽減していただけるようお願いします。	ご意見として承ります。 詳細については、今後、特定事業契約書(素案)において示します。
88	実施方針資料3	1					金利リスク	金利リスクの貴県の負担が「△」となっておりますが、サービス購入料1の金利改定時における基準金利の上昇リスクについては、貴県の負担という理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
89	実施方針資料3	1					許認可遅延リスク	県及び事業者それぞれが取得する許認可の範囲をご教示ください。 帰責事由に関わらず、事業者が取得する部分の許認可遅延リスクが、事業者負担となっている理由について、ご教示ください。 また、許認可の遅延のみならず、許認可を取得できなかった場合のリスク分担について、ご教示ください。	今後、特定事業契約書(素案)において示します。
90	実施方針資料3	1					環境問題リスク	事業者のリスク負担は要求水準の業務範囲で、行政運営に関わる環境問題リスク(技能試験車の騒音、排気ガス等)の負担者は、すべて、県と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
91	実施方針資料3	1					第三者賠償リスク	事業者のリスク負担は要求水準の業務範囲で、行政運営に関わる第三者賠償リスク(技能試験車の事故等)の負担者は、すべて、県と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
92	実施方針資料3	1					税制度リスク	法人税の変更に関するもの(上記以外のもの)について、事業者が従負担とされておりますが、どのような負担を想定されておりますでしょうか。	基本的にはいわゆる外形標準課税が導入された場合などにおける負担を想定しています。
93	実施方針資料3	1					住民対応リスク	事業者のリスク負担は要求水準の業務範囲で、行政運営(自動車運転免許試験業務)に関わる住民対応リスクの負担者は、すべて県と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
94	実施方針資料3	1					情報漏洩紛失リスク	民間事業者の業務範囲において、民間事業者が取り扱う重要な情報とは具体的にどのような内容かご教示ください。	基本的には、個人情報及びセキュリティ情報について想定しています。たとえば、運営支援業務において、来場者の運転免許証を取り扱うことがあるため、適切な対応が求められます。
95	実施方針資料3	2					埋蔵文化財リスク	埋蔵文化財出土による、工事中断・遅延、工事経費増加、ファイナンス変更に伴う費用等にかかるリスクについては、公共側のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
96	実施方針資料3	2					埋蔵文化財リスク	埋蔵文化財リスクの負担が県になっておりますが、「実施方針」p16の4-(2)-エー(イ)-aには第一事業用地の一部敷地について埋蔵文化財の存在について示唆されています。 当該敷地の埋蔵文化財の調査については、県による教育委員会との事前協議により、試掘は不要で工事立会いのみを教育委員会が行うことで足りるようですが、万一、工事期間中に埋蔵文化財が発見された場合のリスク(工程遅延に伴う施設引渡時期の延期やそれに伴う資金調達の遅延リスクなど)については、県が負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
97	実施方針資料3	2					工事費増大リスク	事業者側の負担は、事業者の責めに帰すべき事由に限定されることをご確認願います。	資料3に記載したとおり、県の指示によるもの以外は基本的に事業者の負担となります。ただし、原因となる事象によって、その他のリスク分担規定が適用される場合もあると考えられます。(例: 税率変更を受けて税制度リスクが適用される場合など)

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
98	実施方針資料3	2					用地リスク(地中障害物に関するもの)	「用地リスクのうち、地中障害物に関するもの」のリスク負担者について、事業者に△が付されていますが、具体的な内容についてご教示ください。	公表資料において確認できる地中障害物については、事業者側のリスクとなります。
99	実施方針資料3	2					物価リスク	建設段階の物価リスクについて、民間事業者が負担することとなっています。一般的に、物価変動リスクは、発注者である県にてご負担いただくものと存じます。また、本事業は施設整備期間が6年6ヶ月と長期となり民間側で対応する事は非常に困難と考えます。つきましては、物価リスクの負担者について、ご再考頂けますでしょうか。	入札公告までに公表します。
100	実施方針資料3	2					計画設計段階発注者責任リスク	県・県警の指示により施工計画・方法の変更が生じ、工事請負契約の内容を変更した場合は、県負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
101	実施方針資料3	3					施設性能リスク	「事業期間終了時における施設の性能確保」が事業者負担となっていますが、施設の性能確保責任は施設の維持・運営上支障のない性能を確保する責任があるとの理解でよろしいでしょうか。	単に維持管理・運営上支障がないことだけでなく、特別な措置を必要とせずに業務要求水準を満たすことができる性能を有し、かつ速やかに施設の維持管理・運営を継続できる性能を有している必要があります。詳細については、入札公告までに示します。
102	実施方針資料3	3					事故リスク	事業者のリスク負担は要求水準の業務範囲で、事業者の業務に関わる事故以外については、すべて、リスクの負担者は県と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
103	実施方針資料3	3					注	「注:契約当事者双方が原因によりそれぞれ分担する。」とありますが、帰責事由に関わらず、契約当事者双方で分担し負担することを意味するものでしょうか。	帰責事由があれば原因があることとなり、負担者が決まるものと考えます。
104	実施方針資料3	3					運営段階付帯事業に係る費用の増大	利用者数の変動を含めた利便施設運営に関するリスクが、事業者負担となっていますが、県警により当施設の制度が変更された場合(例:免許更新業務が全て近隣警察署での対応)の利用者減は、県負担として頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	原則、事業者負担となります。ただし、附帯事業については、利用状況等により、県と協議の上、運営日・時間の見直しも可能とするなど、柔軟な対応が可能となる仕組みを検討します。詳細については、入札公告までに公表します。
105	実施方針資料3	3					注記	「注:契約の当事者双方が原因によりそれぞれ分担する。」とありますが、原因が特定出来ない場合は、県負担との理解でよろしいでしょうか。	No103をご覧ください。
106	実施方針資料4	1	1	(2)			サービス購入料の改定について	震災復興・オリンピック開催決定等を背景に、昨今の建設工事に係るコストが急激に上昇している現状において、本事業は、事業契約締結から雨水貯留槽等の引き渡しまでに概ね6年半の期間を要する事業であるにも関わらず、施設整備期間中に建設費の改定が行われないことは、事業者にとって過酷な条件となっております。公共工事標準請負契約約款に基づく、全体スライド、単品スライド、スーパーインフレ各条項の趣旨に沿った適用をご検討願います。	No99をご覧ください。
107	実施方針資料4	1	1	(2)	ア		サービス購入料の改定について	「ア 建設期間中の建設費の物価変動リスクは事業者が負うものとし、建設費の改定は行わない」との記載がございます。本事業の建設期間はH27年～H33年と長期にわたること、またその間に東京オリンピックも開催されることから、今後建設費の高騰が想定され、そのリスクを事業者で負うことはかなりの負担になると思います。建設費の物価変動について再考いただけないでしょうか。	No99をご覧ください。
108	実施方針資料4	2	1	(3)			サービス購入料の構成	サービス購入料1ー(2)と1ー(3)両方に、四輪技能試験コースの整備が記載されていますが、(2)と(3)に分ける基準をお示し下さい。	サービス購入料1ー(2)については、現施設(本館等)の解体場所周辺のコース整備のことを指しています。サービス購入料1ー(3)については、第二事業用地雨水貯留槽の整備に伴い、引渡し予定地周辺等のコース整備のことを指しています。詳細については、業務要求水準書(骨子)資料3を参照ください。
109	実施方針資料4	2	1	(3)			サービス購入料の構成	附帯事業以外の光熱水費は県の負担との理解でよろしいでしょうか。	施設整備に係る光熱水費は、事業者負担とし、維持管理及び運営支援に係る光熱水費は県負担とします。
110	実施方針資料4	2	1	(3)			サービス購入料の構成	本館棟・連絡通路に限らず、すべての設計業務に係るサービス購入料は、サービス購入料1-(1)に含めるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
111	実施方針資料4	2	1	(3)			サービス購入料の構成	サービス購入料2ー(2)①維持管理業務 待合棟等に、大規模修繕業務がありませんが、要求水準骨子の維持管理業務要求水準に大規模修繕は本棟と待合棟の屋上と外壁のみを対象とするとのあるので、記載漏れではないでしょうか。	サービス購入料2ー(2)にも「大規模修繕業務」を追加します。詳細については、入札公告までに公表します。
112	実施方針資料4	2	1	(3)			サービス購入料1	SPC設立費や運営費は、「④その他事業実施にあたり必要な費用」に当たるとの理解でよろしいでしょうか。	SPC経営に要する費用については、別途、サービス購入料4を設定することで検討します。詳細について、入札公告までに公表します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
113	実施方針資料4	2	1	(3)			維持管理業務の細目	「実施方針」p2の1－(1)－カー(イ)に維持管理業務に係る業務範囲がa～hまで8項目記載されていますが、本項に記載されたサービス購入料の構成では、本館棟等、待合棟等、雨水貯留槽等の別にサービス購入料が区分され業務細目が「実施方針」とは異なる形で規定されています。 本事業に係る維持管理業務の細目は、建物の別等に合わせ、本項記載のサービス購入料の構成に基づき実施するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 No111もご覧下さい。
114	実施方針資料4	2	(3)				サービス購入料の構成	維持管理期間のSPC運営費(開業費にあたらないうもの)は、どの分類に計上すればよろしいでしょうか。	No112をご覧ください。
115	実施方針資料4	3	1	(4)	ア		サービス購入料の支払方法	「3か月に満たない場合は、翌四半期と合わせて支払う。」とありますが、供用開始から事業終了までにわたり元利均等払とも記載されています。この内容では、元利均等払にはなりません。初回支払の計算方法をご教示ください。	ご意見として承ります。 詳細については、入札公告までに公表します。
116	実施方針資料4	5	1	(4)	イ	(7)	(c) 基準金利	サービス購入料2－(3)の返済期間は17年3ヶ月ですが、適用レートは3年ものを用いることとなっております。2年ものを用いる期間も生じるとしますので、詳細をお願いします。	ご意見として承ります。 詳細については、入札公告までに公表します。
117	実施方針資料4	6	1	(4)	イ	(イ)	サービス購入料の支払方法	サービス購入料2の支払方法は四半期毎の定額とありますが、大規模修繕業務は事業者が計画した修繕計画を元にした「均等払いではなく計画に基づいた支払い」との理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕業務の支払いについても、維持管理期間を通じて平準化した均等払いを予定しています。 詳細については、入札公告までに公表します。
118	実施方針資料4	6	1	(4)	イ	(イ)	サービス購入料2の支払方法	サービス購入料2－(1)には本館棟等の大規模修繕業務費用も含まれますが、当該大規模修繕費用についても四半期毎の定額払いとされるのでしょうか。	No117をご覧ください。
119	実施方針資料4	7	2	(2)	イ	(7)	物価変動に基づく改訂	維持管理における費用はその大半が賃金のため、(表1)のサービス購入料2の採用指数を、サービス購入料3運営支援業務と同様に厚労省の「実質賃金指数」を採用していただけないでしょうか。	入札公告までに公表します。
120	実施方針資料4	7	2	(2)	イ	(7)	対象となるサービス	表2に示された改定方法によれば、サービス購入料2と3は、当該指標が年平均3%未満の変動である場合に改定が行われず、物価との乖離が大きくなり、サービスの維持に支障をきたすことが考えられます。例えば年平均2%増の場合6年間累積すると10%以上の価格上昇となります。したがって、物価変動が累積3%以上上昇した場合に見直す等の追加対応のご検討をお願いできますでしょうか。	左記ご指摘を踏まえ、累積3%以上上昇した場合に見直すこととします。詳細については、入札公告までに公表します。
121	実施方針資料4	7	2	(2)	イ	(7)	対象となるサービス	表1のサービス購入料2の採用指標について、サービス購入料には、経常修繕、大規模修繕を含むので、サービス価格指数だけでなく、建設物価指数等も追加した別の指標への見直し、ご検討をお願いできますでしょうか。	入札公告までに公表します。
122	実施方針資料4	8	2	(2)	イ	(7)	物価変動の指標	物価変動の指標につきましては、どの時点(何月・平均など)の指標値を採用するかご教示願います。	入札公告までに公表します。
123	実施方針資料4	8	(表2)				サービス購入料2と3の改定方法	サービス購入料2-(1)～(3)、3の初回のサービス購入料の改定については、基準となる指標は、提案提出日の属する月の指標を用いることとして頂けますでしょうか。(現状の改定方法であると、提案時点から維持管理運営業務開始時点までの物価変動が改定に加味されなくなるため)	入札公告までに公表します。
124	実施方針資料4	8	2	(2)	イ		(表2) サービス購入料2と3の改定方法	改定率nの計算式が記載され、“改定率nが3%より小さい場合は改定しない。”と規定されていますが、この規定では改定年度Nのサービス購入料の改定率は前々年度と3年前の指標の比率によってのみ計算され、当該比率は大幅に3%を超えるものと考えられますが、当該計算式は適正と判断してよろしいでしょうか。(他のPFI事業におけるサービス購入料の物価変動に基づく改定では、ある基準年度:通常は前回改定年度の指標と改定計算対象年度の指標の差が3%を超える場合等に改定を実施すると規定されることが多いと思料します。)	No120をご覧ください。
125	実施方針資料4	8	2	(2)	イ		(表2) サービス購入料2と3の改定方法	“改定率nが3%より小さい場合は改定しない。”と規定されていますが、ここでいう3%とは、平成(N-2)年の指標と平成(N-3)年の指標の差を指すのでしょうか。	原案通りの改定率nの算定方法とします。
126	実施方針資料4	8	2	(2)	イ	(7)	物価変動の指標	サービス購入料2(維持管理業務にかかる対価)の物価変動の指標として企業向けサービス価格指数が提示されておりますが、当該費用については、大規模修繕を含んでいる他、修繕業務以外の業務については実質的には人件費が大半を占めております。 つきましては、物価変動の指標について、修繕費用に相当する部分については建設物価の変動を、その他維持管理業務の費用に相当する部分については運営業務と同様に「毎月勤労統計調査(厚生労働省)」のご採用をご検討頂けないでしょうか。	入札公告までに公表します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
127	実施方針資料5	4	3	(1)	イ		定期モニタリング	県による定期モニタリングは4半期毎に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
128	実施方針資料5	4	3	(2)			附帯事業の業務要求水準の未達成に係る措置	本項ではサービス購入料の支払い対象となる業務についての措置が記載されていますが、附帯事業を独立採算事業とした場合、当該事業はサービス購入料の支払い対象とはならないことから、本項に記載の措置の対象にはならないと理解してよろしいでしょうか。	附帯事業については、サービス購入料の支払い対象ではないため、減額措置の対象ではありません。ただし、良好な利用者サービスに資するよう、附帯事業についてもモニタリングの対象とし、必要に応じて改善措置等を求めることとなります。
129	実施方針資料5	6	3	(2)	ウ		業務水準未達成に係る経済的措置	附帯事業については、サービス購入料が無いため、ペナルティポイント・減額の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No128をご覧ください。
130	実施方針資料5	6	3	(2)	ウ		業務水準未達成に係る経済的措置	ペナルティポイント・減額を行う際の区分は、「実施方針資料4 県が事業者に支払うサービス購入料 1 (3) サービス購入料の構成の表にある「サービス購入料の構成要素」毎に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	「サービス購入料の構成要素」每ではなく、サービス購入料の分類毎(サービス購入料2ー(1)等)を予定しています。詳細については、入札公告までに公表します。
131	実施方針資料5	6	3	(2)	ウ	(ウ)	PPの付与方法	PPの判定についてはサービス購入費別に付与することをご検討頂きたいお願い致します。	No130をご覧ください。
132	実施方針資料5	6	3	(2)	ウ	(ウ)	PPの付与方法【PPの対象事象】	施設利用者の活動に重大な影響を及ぼす事態の具体例・重要書類とされるものの内容をお示し願います。	基本的には、免許業務等の円滑な遂行を妨げるような事態を想定しています。たとえば、不適切な維持管理業務の実施に伴う施設停電の発生などが考えられます。また、重要書類としては、個人情報に関連する書類を想定しています。
133	実施方針資料5	7	3	(2)	ウ	(オ)	支払停止措置	サービス購入料2・3は四半期毎に支払われるとのことですが、「b・・・翌四半期分の最終月分のサービス購入料と合わせて・・・」と記載されています。「最終月分のサービス購入料」は誤りで、「翌四半期分のサービス購入料」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。訂正のうえ、入札公告までに公表します。
134	実施方針参考資料2						地質調査結果	第二事業用地における地質調査結果を公表して頂けますでしょうか。	2013年11月11日にホームページで公表した参考資料2 地盤高図(第二事業用地)について、高解像度のものと差し替えました。
135	実施方針参考資料2						地盤高図(第二事業用地)	完成工事後の地盤高さが分かる計画図をご提示下さい。	実施方針の参考資料2及び業務要求水準書(骨子)の資料3をご確認ください。なお、参考として、第二事業用地の断面イメージについて、入札公告までに公表します。
136	実施方針参考資料2						地盤高図(第二事業用地)	第一事業用地についても、地盤高図を公表して頂けますでしょうか。	第一事業用地の地盤高図については、入札公告までに公表します。
137	実施方針参考資料3						地質調査結果	文字が不鮮明で読み取れません。図面等を公表して頂けますでしょうか。	判読可能と判断しています。
138	実施方針参考資料5	1					第一事業用地 第二事業用地	解体対象施設は図示された全ての施設との理解でよろしいでしょうか。また、残す施設がありましたらご教示願います。	解体対象施設については、図示したすべての施設です(第一事業用地については、基礎が対象)。詳細については、入札公告までに公表します。No139もご覧下さい。
139	実施方針参考資料5	1					第一事業用地 第二事業用地	旧衛生研究所渡り廊下の一部などグレーの色の付いた施設は撤去しないとの理解でよろしいでしょうか。	撤去の対象となります。その他、各建物の付属施設(渡り廊下、外付け階段等)も解体の対象となります。詳細については、入札公告までに公表します。
140	実施方針参考資料5	1					第一事業用地	第一事業地に仮囲いなどが見受けられますが、事業着手時の状況と仮囲い等の取扱についてご教示願います。	入札公告までに公表します。
141	実施方針参考資料5	1					第一事業用地	南角部分の民地との境にある緑地は緩衝帯として残す必要があるのでしょうか。	緩衝緑地帯については、残置することとします。詳細については、入札公告までに公表します。
142	実施方針参考資料5	2					地中障害物	杭以外の埋設されている構造物、配管などの図面があればご教示願います。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。
143	実施方針参考資料5						地中障害物	解体対象施設における場所打杭・PHC杭・給排水管・電線管等の地中埋設物に係る撤去範囲をご教示ください。	建築の解体に絡む箇所はすべて撤去の対象となります(配線は抜き取り、柵蓋は撤去)。詳細については、公表可能な範囲で入札公告までに公表します。
144	実施方針参考資料5						解体対象施設	工期短縮を踏まえた工程を検討するため、解体対象施設及び地中障害物の図面をご提示頂けますでしょうか。	No142をご覧ください。
145	実施方針参考資料5						地中障害物	参考資料5 地中障害物の配置図内に「基礎不明」との記載がありますが、当該資料は無いのでしょうか。	No142をご覧ください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
146	その他					その他	土曜日のコース開放について	土曜日にコース開放が行われておりますが、今後はどうなりますでしょうか。現状どおり継続される場合、施設等への毀損や第三者賠償など一般開放に起因する損害について、事業者は一切関知しないものという理解でよろしいでしょうか。	土曜日のコース開放については、今後も同様に継続されます。その際に発生した施設等への毀損や第三者賠償など一般開放に起因する損害については、県の負担となります。
147	その他					その他	予定価格	入札公告時には、総事業費を予定価格として公表して頂けるのでしょうか、もしくは参考価格として公表されるのでしょうか。	No23をご覧ください。
148	現地説明会配布資料					その他	食堂等の売上実績	1. 食堂 2. 売店の月別の売上と利用者数をお教えてください。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。